

○専決処分事項の指定について

平成18年3月13日
可決

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、専決処分事項を下記のように指定する。

記

- 1 弘前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年弘前市条例第72号）の規定による契約で、契約を締結した後、設計変更等により契約金額の100分の5に相当する金額の範囲内で契約金額を変更すること及び契約の履行期限を変更すること。
- 2 法律上その義務に属する損害賠償に係る法第96条第1項第12号に規定する和解（訴訟に係るものを除く。）及び同項第13号に規定する損害賠償の額の決定で、一件の損害賠償額が50万円（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受けるものにあつては、この金額に同法の規定により支払われる保険金の額を合計して得た金額）以下のもの
- 3 法第260条第1項の規定による議会の議決を経た後、次に掲げる処分を行うこと。
 - （1）土地の表示の登記又は変更登記がなされたことにより生じた地番の編入又は消滅した地番の削除
 - （2）脱落した地番の編入
 - （3）誤地番の訂正又は誤りにより他の字へ編入した地番の編入替え